

## 2023年11月3日開催「第7回研究大会」 予稿集

### 公募報告2（現地発表）

報告者：片岡 弘（情報セキュリティ大学院大学 博士前期課程/麻布台片岡法律経済事務所 弁護士）

タイトル：

「日本での訴訟のための米国ディスカバリの利用と情報法制上の対応」

日本での民事訴訟のために米国ディスカバリを利用する事例が増加している。その背景には、情報通信技術の発展により、デジタル化された情報が国境を越えて他国で保有されるようになり、訴訟関連情報の国際的収集の手段として米国ディスカバリが利用されるようになったという事情がある。米合衆国法典 28 編 1782 条 (28 U.S.C. § 1782) は、米国外での訴訟等のために米国ディスカバリを利用することができる旨を規定しており、国際的にも、米国ディスカバリの越境的適用を利用して、相手方当事者等が保有している企業秘密等の重要情報を入手しようとする動きが活発になっている。

しかし、米国ディスカバリの越境的適用については、①対象となる情報の範囲が広く、企業秘密等の重要情報も開示の対象となること、②秘密情報を保護するための措置が十分ではなく重要情報流出のおそれがあること、③相手方当事者等が保有する企業秘密等を入手するための「証拠漁り (fishing expedition)」に利用されるおそれがあること、④相手方に知らされない *ex parte* による申立てが一般的であり、ディスカバリの妥当性等について事前に反論する機会が与えられないこと、⑤ディスカバリ命令違反に対して厳しいサンクションが課せられることにより事実上の強制力を有しており、他国の主権を侵害するおそれがあることなど、様々な問題が存在する。

国境を越えた証拠収集についての国際協力を実現するためには、そのような問題が克服されなければならない。日本においても、米国ディスカバリの越境的適用に代わる国際条約の締結やデジタル証拠の取扱いに関する国内法制定などの情報法制上の対応が必要になる。

本報告では、米国裁判例等に基づいて、日本での訴訟のための米国ディスカバリ利用の実情等を調査するとともに、米国ディスカバリの越境的適用の問題点を整理した上で、日本における情報法制上の対応の在り方について検討を加える。